

京都府食の安心・安全行動計画
に基づく施策の実施状況

中間報告

(平成26年8月末時点見込み)

平成26年9月
京 都 府

京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の目標等

	23年度実績 績(現状)	26年度 目標	実施状況	27年度 目標	施策	主な担当課
1 放射性物質 に対する食品 安全管理体制 の強化	127	300	着手	300	① 流通食品の放射性物質検査(検体/年)	生活衛生課
	345	300	着手	300	② 府内産農林水産物の放射性物質検査(検体/年)	食の安心・安全推進課
	5	10	着手	10	③ 放射性物質に関するリスクコミュニケーション、講演会、意見交換会の開催(回/年)	食の安心・安全推進課
2 食の信頼感 向上に向けた 情報提供の強 化と府民参画 の拡大	-	12	着手	12	④ 府ホームページにおいて、府の施策・取組を写真・図表を使い紹介(回/年)	食の安心・安全推進課
	-	8	着手	12	⑤ 府民に感心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年)	食の安心・安全推進課
	136	250	着手	300	⑥ 広告チラシ等を活用する「情報提供店」(店)	食の安心・安全推進課
	5	15	着手	17	⑦ リスクコミュニケーションの開催回数(放射性物質については再掲)	食の安心・安全推進課
	24	45	着手	50	⑧ リスクコミュニケーションの人数(人)	食の安心・安全推進課
	4	5	着手	5	⑨ 消費者、生産者等との交流・意見交換(回/年)	食の安心・安全推進課
	1	1	未着手	1	⑩ きょうと食の安心・安全フォーラムの開催	食の安心・安全推進課
	15	22	着手	26	⑪ 食育推進計画作成市町村数	食の安心・安全推進課
	3	3	着手	5	⑫ 親子研修会等の開催回数(回/年)	食の安心・安全推進課
	0	20	着手	20	⑬ きょうと食農体験農場の登録数	食の安心・安全推進課
3 監視・指導・ 検査の強化	0	100	着手	100	⑭ きょうと食いく先生の認定数(人)	食の安心・安全推進課
	-	5	未着手	5	⑮ 食の安心・安全協働サポーターズスキルアップ研修会開催(回/年)	食の安心・安全推進課
	2	4	未着手	4	⑯ 府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催回数(回/年)	食の安心・安全推進課
	34	120	着手	120	⑰ 農薬使用者に対する使用実態調査(件/年)	食の安心・安全推進課
	5	5	着手	5	⑱ 肥料生産業者に対する立入検査数(件/年)	食の安心・安全推進課
	20	20	着手	20	⑲ 家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭数(千頭羽/年)	畜産課
	750	750	着手	750	⑳ 食品毒の収去検査検体数(検体/年)	生活衛生課
	40	40	着手	40	㉑ 食品衛生監視機動隊による立入検査回数(件/年)	生活衛生課
	842	1,000	着手	1,000	㉒ 無承認無許可医薬品の監視(インターネットを含む。)件数(件/年)	業務課
	37	5	着手	5	㉓ 事業者向け食品表示講習会の開催(回/年)	食の安心・安全推進課
4 安心・安全の 基盤づくり	21	30	着手	30	㉔ 食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	食の安心・安全推進課
	82	90	着手	90	㉕ 巡回調査における適正表示の割合(%)	食の安心・安全推進課
	4	4	着手	4	㉖ 巡回調査における適正表示への巡回指導回数(回/年)	食の安心・安全推進課
	1	1	未着手	1	㉗ 全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数(回/年)	畜産課
	12	12	着手	12	㉘ 養鶏農家モニタリング検査実施戸数(戸/年)	畜産課
	4	4	着手	4	㉙ 養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数(回/年)	畜産課
	1	1	着手	1	㉚ 牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数(回/年)	畜産課
	450	1,250	着手	1,500	㉛ GAP手法導入農家数(戸)	農産課
	20	20	着手	20	㉜ 業者による残留農薬自主検査(茶)(検体/年)	農産課
	6	6	着手	6	㉝ 農薬講習会の開催数(回/年)	食の安心・安全推進課
5 安心・安全の 基盤づくり	793	800	未着手	850	㉞ 農薬管理指導士の認定者数(実人数)(人)	食の安心・安全推進課
	25	25	着手	25	㉟ 水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	水産課
	15	15	着手	15	㊱ 二枚目生産者への巡回指導件数(件/年)	水産課
	5,700	5,700	着手	5,700	㊲ 食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数(件/年)	生活衛生課
	63	138	着手	165	㊳ 調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数(か所)	生活衛生課
	-	7	着手	10	㊴ 鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムPR活動(回/年)	畜産課
	-	6	着手	10	㊵ きょうと信頼食品登録制度においてファンク上の品質管理プログラムを策定する業者の数	食の安心・安全推進課
	52	70	着手	80	㊶ きょうと信頼食品登録制度において現行の品質管理プログラムにより登録する事業者数(店)	食の安心・安全推進課
	-	6	着手	10	㊷ ファンク上の品質管理プログラムにより登録する事業者数(店)	食の安心・安全推進課
	409	445	着手	480	㊸ 京都こだわり農法取組面積(ha)	農産課
992	1,300	着手	1,400	㊹ エコファーマー認定件数(件)	農産課	
794	950	着手	1,000	㊺ 特別栽培米の栽培面積(ha)	農産課	
25	25	着手	25	㊻ 水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	水産課	

食の安心・安全行動計画（平成26年度）実施状況（平成26年8月末時点）

平成26年9月

総括表（数値目標を設定した取組）

	取組数	着手	未着手	備 考（予定時期）
放射性物質に対する食品安全管理体制の強化	3 (100)	3 (100)	0 (0)	
食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大	13 (100)	10 (77)	3 (23)	⑩きょうと食の安心・安全フォーラムの開催 （27年1月頃開催予定） ⑮食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会開催 （11月～12月開催予定） ⑯府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催 （9月以降開催予定）
監視・指導・検査の強化	16 (100)	15 (94)	1 (6)	㉑全養鶏農家（千羽未満）への巡回指導回数 （9月～10月実施予定）
安心・安全の基盤づくり	16 (100)	15 (94)	1 (6)	㉒農薬管理指導士の認定者数 （27年2月頃試験実施予定）
合 計	48 (100)	43 (90)	5 (10)	

()内は%

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心・安全を一層確かなものにするため、原発事故に伴い緊急的に行っているモニタリング検査による流通食品・府内産農林水産物の監視を継続します。

さらに、国や関係機関の情報収集に努め、状況の変化に応じて機動的に検査等の対応を行うなど放射性物質に対する安全管理体制を強化します。

併せて、消費者の正しい理解促進のため、リスクコミュニケーションなどを強化し、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなどにより、きめ細かく、分かりやすい情報提供に努めます。

(1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化

数値目標 ①【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(8月末現在)	27年度	
流通食品の放射性物質検査 (検体/年)	127	300	計画	300	300	300検体
			実績	300 (計画比: 100%)	133 (計画比: 44%)	
取組内容とその効果						
府内で流通する食品の放射性物質検査を実施。 現時点で基準値を超過するものは無い。(133検体)						
【内 訳】						
一般食品： 92検体						
牛 乳： 10検体						
乳児用食品： 24検体						
飲料水： 7検体						
【結 果】						
全て不検出 (HPで公表)						
(8月末現在)						
数値目標の考え方						
加工食品や子どもが口にする食品を中心に、検査機器の能力、流通状況を考慮し、専門家の意見を聞きながら、検体数を設定						
参 考						
食品衛生法に基づく検査						
担当課						
生活衛生課	※②食品の収去検査検体数の内数です。(再掲)					

数値目標 ②【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規)	27年度	
府内産農林水産物の放射性物質検査(検体/年)	345	382	計画	400	300	300
			実績	334 (計画比: 84%)	92 (計画比: 31%)	
取組内容とその効果						
府内の主要品目について、出荷時期、地域毎に、出荷前のモニタリング検査を計画的に実施。(92検体)						
<p>【内 訳】 農産物： 74検体 林産物： 0検体 畜産物： 2検体 水産物： 16検体</p> <p>【主な品目】 農産物：九条ネギ、ナス、トマト、トウガラシ、キュウリ、茶 畜産物：原乳、鶏卵、牧草 水産物：マアジ、サワラ、スルメイカ、ブリ(養殖)、トリガイ</p> <p>【結果】 全て不検出、HPで翌日には公表 (8月29日現在)</p>						
数値目標の考え方						
府内主要農産物50品目を、出荷時期、地域毎に、市町村の要望を踏まえながら産地検査						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課	京都府食の安心・安全条例第19条「緊急時の安全性調査」に基づき検査					

(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化

数値目標 ③【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明末見込)	27年度	
放射性物質に関するリスクコミュニケーション、講演会、意見交換会の開催(回/年)	5	10	計画	10	10	10
			実績	10 (計画比: 100%)	3 (計画比: 30%)	
取組内容とその効果						
府研究機関等の機能を活用した体験型リスクコミュニケーション(「現場で体験! 食の安心・安全学び塾」)や国、消費者団体との連携開催など、効果的な取組となるよう規模や運営方法を検討しながら実施						
【取組内容】						
◆「現場で体験! 食の安心・安全学び塾」 保健環境研究所 6月13日						
◆府立大学学生への講座 6月19日						
◆国(消費者庁・食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省)、京都市、京都府生協連、京都生協と共催 8月25日						
数値目標の考え方						
府内5か所で2回ずつ開催します。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

2. 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

食の安心・安全に関する情報公開の徹底と多様な広報媒体を活用した府民各世代への効果的な情報提供に加え、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなど双方向で情報・意見を交換するリスクコミュニケーションを強化します。

併せて、メールマガジンの充実や府民が食について学ぶ機会の増加に努め、子どもの頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進します。

また、リスクコミュニケーションなどの取組を消費者団体と連携して実施するとともに、府民との意見交換会、府民と連携した食品表示監視など府民参画を推進します。

(1) 情報提供の強化

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
府ホームページにおいて、 府の施策・取組を写真、図表を使い紹介 (回/年)	—	—	計 画	1 2	1 2	1 2
			実 績	1 2 (計画比: 100%)	5 (計画比: 42%)	
取組内容とその効果						
【取組内容】						
府の施策や行事の最新情報をHP（「食の安心・安全きょうと」）に逐次掲載。毎月1回点検を行い、必要な情報は掲載、更新。						
4月 4項目 5月 1項目 6月 2項目 7月 2項目 8月 2項目						
〈主な掲載情報〉						
<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザに関する情報 ・「避難所における食品衛生ガイドライン」の作成について ・「食の安心・安全学び塾」参加者の募集について ・農薬危害防止運動の実施について ・平成25年度食品衛生監視指導計画実施結果について ・ベトナム産冷凍シシヤモに係る異物の混入について 						
緊急を要する場合には、広報課と連携し、府ホームページのトップページに掲載するなど、府の施策をタイムリーに発信することに務めた。						
【課 題】						
今後、情報を分かりやすくするようHPの見直し行う。						
数値目標の考え方						
毎月ホームページを更新し、最新の情報を提供します。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明未見込)	27年度	
府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年)	—	—	計画	4	8	12
			実績	4 (計画比: 100%)	2 (計画比: 25%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 府民からの依頼を受け、食の安心・安全をテーマに「出前語らい」等により、府民への情報提供。</p> <p>〈実績〉</p> <p>日時 平成26年6月16日 テーマ 中小規模食品加工事業者における危機管理対応 対象 食品製造・表示に携わる現場責任者等 58名</p> <p>日時 平成26年8月20日 テーマ 直売所で必要な食品表示について 対象 直売所運営者等 100名</p> <p>〈開催予定〉</p> <p>日時 平成26年9月11日 テーマ 食の安全性評価 対象 京都府立大学生命環境学部 学生等</p> <p>日時 平成26年9月26日 テーマ 京都府の食の安心・安全の取組について 対象 京丹波町消費生活グループ</p>						
数値目標の考え方						
府内各地で開催し、きめ細かい情報を提供します。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規)	27年度	
広告チラシ等 を活用する 「情報提供店」 (店)	136	155	計画 (累計)	200店	250店	300店
			実績 (累計)	158店 (計画比: 79%)	156店 (計画比: 62%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 各店舗や系列店本部に「食の安心・安全豆知識」などを情報提供し、企業HP、広告チラシ等での活用を促した。</p> <p>【課題と今後の取組】 既存店舗の閉店等により、156店となった。 商店街や業種別団体を通じて「情報提供協力店」への登録を進める。</p> <p>(参考) 食の安心・安全協働サポーターに対する資料送付を行った。 提供情報「食の安心・安全まめ知識」 ・牛乳パックの切り欠きについて ・内容量の表示について ・避難所における食品衛生確保ガイドライン 等</p>						
数値目標の考え方						
情報提供店舗数を増やしていくことにより、食の安心・安全に関する情報をより多くの方に届けます。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

(2) リスクコミュニケーション等の強化

数値目標 ⑦

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明未見込)	27年度	
リスクコミュニケーションの開催回数	5 ① (1) ② (4)	12 ① (2) ② (10)	計画	15 ① (5) ② (10)	15 ① (5) ② (10)	17 ① (7) ② (10)
			実績	15 ① (5) ② (10) (計画比: 100%)	5 ① (2) ② (3) (計画比: 33%)	
取組内容とその効果						
テーマ: 放射性物質【再掲】 *②	府研究機関等の機能を活用した体験型リスクコミュニケーション (「現場で体験! 食の安心・安全学び塾」(20名までの小規模で開催)) や国、消費者団体との連携開催など、効果的な取組となるよう規模や 運営方法を検討しながら実施					
【取組内容】						
①・「現場で体験! 食の安心・安全学び塾」						
			茶業研究所	7月11日(台風接近により中止)		
			丹後農業研究所	8月22日		
			生物資源研究センター	8月29日		
②・「現場で体験! 食の安心・安全学び塾」【再掲】						
			保健環境研究所	6月13日		
			・府立大学学生への講座	6月19日		
			・国、京都市、京都府生協連、京都生協との共催による取組	8月25日		
数値目標の考え方						
放射性物質以外: 地域ごとのリスクコミュニケーションを京都市内で3回、他の地域で各1回(計4回)開催します。 放射性物質: 府内5か所で2回ずつ開催します。(再掲)						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑧

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規)	27年度	
リスクコミュニケーター の人数(人)	24	32	計画(累計)	37	45	50
			実績(累計)	56 (計画比:151%)	56 (計画比:124%)	
取組内容とその効果						
<p>【効果】</p> <p>23年度から登録を行っており、府が開催する行事への参加や身近な人を巻き込んだ地域でのリスクコミュニケーション(府職員の出前語らい等)の開催などに取り組んでいただいている。</p> <p>今年度は、京都府が開催する食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションにも協力いただいている。</p>						
数値目標の考え方						
<p>リスクコミュニケーターの数が増加するよう育成に努め、その活動を支援することにより、各地域で府民参画による効果的なリスクコミュニケーションを実施します。</p>						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑨

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明未見込)	27年度	
消費者、生産者等との交流・意見交換(回/年)	4	6	計画	5	5	5
			実績	5 (計画比: 100%)	2 (計画比: 40%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>◆ 山城・中丹管内で開催。今後さらに府内3地域で計画。</p> <p>①山城管内(木津川市)</p> <p>テーマ 生産者、直売所職員と消費者の意見交換</p> <p>日時 平成26年7月23日</p> <p>参加者 消費者、生産者、直売所職員、JA職員 35名</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜生産工場視察・収穫体験(ジャガイモ) ・直売所(「花野果市」:木津川市)の見学 <p>②中丹管内(舞鶴市)</p> <p>テーマ ジビエの供給者と飲食業者との意見交換</p> <p>日時 平成26年7月16日</p> <p>参加者 18名(ジビエ*の供給者、飲食業者等)</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食用に適した捕獲・処理方法等の講演 ・調理実演 <p>* ジビエ 狩猟によって、食材として捕獲された野生鳥獣の肉</p>						
数値目標の考え方						
府内5か所で開催します。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑩

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
きょうと食の 安心・安全フ ォーラムの開 催	1	1	計 画	1	1	1
			実 績	1 (計画比: 100%)	毎年度 1月開催	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者及び「京のブランド産品」生産者が、安心・安全な食品生産の取組について説明し、試食を交えながら消費者との意見交換を行います。</p> <p>きょうと食の安心・安全フォーラム実行委員会※を組織し、1月頃に開催予定。</p> <p>※構成団体： 京都府農業協同組合中央会、一般社団法人京都府食品産業協会、京都府生活協同組合連合会、NPO法人コンシューマーズ京都、京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会、京都府</p>						
数値目標の考え方						
毎年度1回、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催し、消費者と事業者の相互理解を深めます。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上

数値目標 ①

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明見込)	27年度	
食育推進計画 作成市町村数	15	16	計画(累計)	18	22	26
			実績(累計)	17 (計画比:94%)	17 (計画比:77%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>市町村に対して、関連する健康増進計画、地産地消計画等の作成に併せて食育推進計画の作成指導するなど、状況に応じて個別に支援。</p> <p>府内市町村食育担当課長・関連部局担当者会議(7月15日)を開催し、計画作成に向けた情報交換を実施。</p> <p>参加者 18市町から37名出席</p> <p>成果 今年度3市町(大山崎町、亀岡市、京丹波町)が計画策定予定</p> <p>(参考)</p> <p>京都府の策定状況 65.4%(全国71.5%) 全国36位 H26年度中に3市町策定により77%となる見込み。</p>						
数値目標の考え方						
全市町村の食育推進計画策定を目指します。						
参 考						
担当課	第2次京都府食育推進計画の政策目標					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑫

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画														
			25年度	26年度(明年度)	27年度												
親子研修会等の開催回数 (回/年)	3	5	計画	3	3	5											
			実績	3 (計画比: 100%)	4 (計画比: 133%)												
取組内容とその効果																	
<p>【取組内容】 こども向け食の安心・安全啓発資料を作成し、研修会を開催</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">畜産センター</td> <td style="width: 20%;">80名</td> <td style="width: 40%;">7月26日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>30名</td> <td>8月20日</td> </tr> <tr> <td>南丹広域振興局</td> <td>50名</td> <td>8月6日</td> </tr> <tr> <td>中丹家畜保健衛生所</td> <td>50名</td> <td>8月7日</td> </tr> </table> <p>【効果】 こどもに対しても食の安心・安全に関する基礎的な知識を体得させることができた。</p>						畜産センター	80名	7月26日	〃	30名	8月20日	南丹広域振興局	50名	8月6日	中丹家畜保健衛生所	50名	8月7日
畜産センター	80名	7月26日															
〃	30名	8月20日															
南丹広域振興局	50名	8月6日															
中丹家畜保健衛生所	50名	8月7日															
数値目標の考え方																	
できるだけ多くの府民の皆様に参加していただけるよう府内5か所、各1回開催することを目標にしています。																	
担当課	参 考																
食の安心・安全推進課																	

数値目標 ⑬【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明視)	27年度	
きょうと食農 体験農場の登 録数	-	10	計 画 (累 計)	15	20	20
			実 績 (累 計)	10 (計画比: 67%)	10 (計画比: 50%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 野菜などの栽培体験ができる食農体験農場を登録し、ホームページなどで府民へ情報発信。 今年度から新たに実施する栽培体験の支援助成等も活用し、体験できる農場数が拡大できるよう、可能性のある農場への声かけを行っている。</p> <p>【課題と今後の取組】 子どもたちが体験できるよう施設を整備するなどの要件を満たす新たな農場の申請がなかったため、現在までに新たな登録はない。 3農場については、H26年度中に登録できるよう調整を進めている。</p> <p>*きょうと食農体験農場 将来を担う子どもたちが五感を使った野菜等栽培体験を通して食や命の大切さを学べる市民農園を登録するもので、要件として、①指導者がいること、②食育プログラムの整備がされていることで、「きょうと食いく先生」など地域の食育指導者と連携して推進</p>						
数値目標の考え方						
府内5地域各4農場以上を目標としています。						
参 考						
「明日の京都」及び第2次京都府食育推進計画並びに「いただきます。地元産」プランの政策目標						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑭【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画						
			25年度	26年度(明規込)	27年度				
きょうと食いく先生の認定数(人)	—	11	計 画 (累計)	50	100	100			
			実 績 (累計)	83 (計画比:166%)	115 (計画比:115%)				
取組内容とその効果									
<p>【取組内容】</p> <p>○認定制度を立ち上げた平成24年度に11名、平成25年度に72名、平成26年度は32名を認定。計115名</p> <p>○きょうと食いく先生の派遣等活動状況</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小中学校等</td> <td style="text-align: right;">40回(計54名)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">あじわい館における体験型食育教室</td> <td style="text-align: right;">9回(計9名)</td> </tr> </table> <p>【効果】</p> <p>子どもたちが農林水産業や料理の専門家から、直接話を聞いたり指導が受けられる新鮮な機会であり、子どもたちの興味を引き出す効果的な取組として学校から評価をいただいています。</p> <p>子どもたちからは、「これまで食べられないものが食べられるようになった」「自分でもつくってみたい」などの感想が寄せられているほか、食いく先生にとっても子どもたちの反応がやりがいにつながっています。</p> <p>* 「きょうと食いく先生」</p> <p>学校等と連携して、五感を使った食育(農作業や調理体験など)を体系的に指導する社会人講師</p>						小中学校等	40回(計54名)	あじわい館における体験型食育教室	9回(計9名)
小中学校等	40回(計54名)								
あじわい館における体験型食育教室	9回(計9名)								
数値目標の考え方									
府内5地域でバランスよく人材確保できるよう、20名ずつ以上を目標としています。									
参 考									
担当課	第2次京都府食育推進計画並びに「いただきます。地元産」プラン								
食の安心・安全推進課	の政策目標								

(4) 府民参画の推進

数値目標 ⑮【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明年度)	27年度	
食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会開催(回/年)	—	—	計画	5	5	5
			実績	6 (計画比: 120%)	11~12月 開催予定	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>今年度は、11月~12月に「食の安心・安全協働サポーター」を対象に府内5カ所で開催予定。</p> <p>当面の取組として、食の安心・安全に関するミニ知識やイベント開催に係る資料を送付し、身近な人への食の安心・安全情報提供など府民参画の取組へ協力をいただいている。</p> <p>＊ 「食の安心・安全協働サポーター」</p> <p>京都府在住・在勤の個人等を基礎的な受けていただいた上で、府が登録(活動内容)</p> <p>①日常生活の中で見つけた、食品表示欠落などの情報を府に提供</p> <p>②府からの食の安心・安全に関する情報を、身近な人へ提供</p> <p>③府が実施するアンケート調査等への協力</p>						
数値目標の考え方						
府内5カ所、それぞれ年1回程度開催することを目標にしています。						
参 考						
消費生活安全センターや市町村と積極的に協力して京都府の食の安心・安全の取組や食品表示の基礎知識など推進員の活動に必要な知識習得のための研修会を開催。						
今後も開催し、最新の情報を府民に提供する。						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑯【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催回数(回/年)	2	3	計画	4	4	4
			実績	4 (計画比: 100%)	9月以降 開催予定	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>府内の消費者団体や関係課と様々な項目について意見交換会を開催する。今年度は信頼食品登録事業者への見学や新法である食品表示法についての意見交換等を検討している。</p> <p>なお、9月以降、「きょうと信頼食品登録制度」、「食品表示法」等をテーマに開催に向けて調整中。</p>						
数値目標の考え方						
<p>おおむね四半期ごとに1回ずつ意見交換会を開催し、府の施策や取組に反映します。</p>						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

3 監視・指導・検査の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で情報共有、連携して実施します。

また、輸入食品、食品添加物など食品衛生に関する監視の継続に加え、生食用食肉などリスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化します。

食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等での科学的検査を強化し、効果的な監視を行います。

さらに、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫の対策を徹底します。

(1) 健康被害防止への対応

(2) 食品衛生管理対策

数値目標 ⑰【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明年度)	27年度	
農薬使用者に対する使用実態調査(件/年)	34	275	計画	120	120	120
			実績	120 (計画比: 100%)	50 (計画比: 42%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 府内の農業改良普及センターにおいて、対象作物、地域等の重点目標を定め、定期的に毎月2件、生産者の農薬使用状況を調査している。 なお、26年度は、普及センター毎に調査対象品目を選定し、重点的に調査・指導。</p> <p>【効果】 生産段階での農薬適正使用の徹底により不適正な事例の未然防止が図られている。</p>						
数値目標の考え方						
府内5地域で24件ずつ調査を行います。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑱

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明視)	27年度	
肥料生産業者 に対する立入 検査数(件/ 年)	5	10	計画	5	5	5
			実績	5 (計画比: 100%)	2 (計画比: 40%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 各広域振興局管内で秋以降、肥料生産業者に対する肥料取締法に基づく監視指導を実施。</p> <p>中丹管内、本庁管内は6月に実施済 その他の地域は、9月に実施予定。</p>						
数値目標の考え方						
府内5地域で1件ずつ立入検査を行います。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑱

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明末見込)	27年度	
家畜伝染病予 防法に基づく 検査実施頭羽 数(千頭羽/年)	20	20	計 画	20	20	20
			実 績	20 (計画比: 100%)	8.3 (計画比: 42%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>家畜伝染病予防法に基づき、対象となる家畜全頭・羽に対し家畜伝染病について、定期的に検査を行っています。</p> <p>8月末までに、計画どおり8.3千頭羽の検査を実施し、全て陰性を確認。安心・安全な畜産物の供給が期待できます。</p>						
数値目標の考え方						
家畜伝染病予防法に基づく牛、豚、鶏等対象となる家畜の定期検査の頭羽数を目標にしています。						
担当課	参 考					
畜産課						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明年度)	27年度	
貝毒プランク トン等の監視 調査件数 (件/年)	20	20	計画	20	20	20
			実績	20 (計画比:100%)	13 (計画比:65%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>食中毒の原因となる貝毒の発生状況の監視のため、プランクトン調査又はELISA検査を、二枚貝生産海域においては周年で月1回の頻度、重要養殖貝出荷時期である4～7月においては更に2カ所で月1回の頻度の合計20回実施。</p> <p>調査に基づく貝毒原因プランクトンの出現状況や二枚貝に蓄積された毒量についての監視結果を、漁業者に情報提供し、毒化の危険性について注意喚起することで、貝毒検査を促し、毒化二枚貝が流通しないよう、食の安心・安全の確保に努めた。</p> <p>【効果】</p> <p>平成26年4月以降、「丹後とり貝」や「育成岩がき」などの二枚貝が数多く出荷されているが、毒化した二枚貝の流通や食中毒は発生していない。</p>						
数値目標の考え方						
周年監視(1回/月) 1ヶ所=12回 重要養殖貝出荷時期(4～7月 1回/月) 2ヶ所= 8回 合計 20回						
担当課	参 考					
水産課	<p>トリガイなどの二枚貝は、水中のプランクトンを食べて成長する。プランクトンの中には微量ながら毒を含有する種類があり、このプランクトンを二枚貝が食べることで、二枚貝中に毒が蓄積される(貝毒)。</p> <p>貝毒原因プランクトンの種類は明らかになっているため、海域に分布するプランクトンを調査することで、その海域に生育する二枚貝が毒化している可能性をある程度判断することが出来る。</p> <p>また、ELISA検査法により、実際に二枚貝に蓄積した毒量を簡易的に把握することが出来る。</p>					

数値目標 ②

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明年度)	27年度	
食品等の収去 検査検体数 (検体/年)	750	750	計画	750	750	750
			実績	750 (計画比:100%)	295 (計画比:39%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 府内で生産・製造又は販売される食品（輸入食品を含む。）等について、保健環境研究所や拠点保健所（山城北、南丹及び中丹西保健所）において、残留農薬、組換え遺伝子、食品添加物、放射性物質等の検査を実施。</p> <p>【結 果】 現時点で食品衛生法の基準値を超過するものは無し。</p> <p style="text-align: right;">(8月末現在)</p>						
数値目標の考え方						
食品に対する不安や食品事故を考慮し、専門家の意見を聞きながら継続して検査します。						
参 考						
収去検査						
担当課	食品衛生法に基づき、保健所などの食品衛生監視員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査					
生活衛生課						

数値目標 ②

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明現)	27年度	
食品衛生監視 機動班による 立入検査回数 (件/年)	40	40	計画	40	40	40
			実績	40 (計画比:100%)	16 (計画比:40%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 HACCP施設や大規模製造施設等に対して、食品衛生監視機動班を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査等を実施。</p> <p>【結 果】 現時点では、食品衛生上、特に問題となる事項は無し。</p> <p>【効 果】 きめ細かく指導することにより、事故や違反食品発生 of 未然防止を図ることができる。</p> <p style="text-align: right;">(8月末現在)</p>						
数値目標の考え方						
大規模食品製造施設、HACCP施設、大規模食鳥処理施設、と畜場等を対象(南部20回、中部10回、北部10回)						
参 考						
食品衛生監視機動班						
担当課	食品衛生法に基づき認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設などを対象に、専門的な監視指導を実施するため、複数の保健所の食品衛生監視員で構成する機動的な組織					
生活衛生課						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
無承認無許可 医薬品の監視 (インターネットを含む) 件数(件/年)	842	1,097	計画	1,000	1,000	1,000
			実績	1,204 (計画比:120%)	700 (計画比:70%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 「いわゆる健康食品」等の販売広告(インターネット販売を含む。)や店舗の監視を行い、医薬品的な効能効果を標榜し、薬事法違反が疑われる不適正な広告や危険ドラッグ、「いわゆる健康食品」が確認されれば、立入検査等により実態を把握し、当該広告内容の削除や修正、必要に応じ、商品の販売中止や報告書徴収等(事業者の所在が他府県の場合は通報)を指導</p>						
<p>【効果】 これらにより、一般消費者に医薬品に対する不信感を生じさせたり、正しい医療を受ける機会の逸失による疾病の悪化等、保健衛生上の危害発生の回避に繋げている。平成25年度は、直接指導を4件、他府県への通報を3件行い、広告等の修正・削除等を実施</p>						
数値目標の考え方						
第2次行動計画で21年度実績427件の2倍に強化した目標を維持します。						
参 考						
薬事法第55条第2項(無承認無許可医薬品の販売・授与等の禁止)、第68条「承認前医薬品等の広告禁止」等に基づき指導						
担当課						
薬務課						

(3) 適正な食品表示対策

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規)	27年度	
事業者向け食品表示講習会の開催 (回/年)	—	—	計画	5	5	5
			実績	5 (計画比: 100%)	9月以降 開催予定	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 府内の農産物直売所等の方を対象に「JAS法」及び「食品衛生法」で定められている食品表示について実施予定。なお、今年度は、一部で「景品表示法」についても合わせて講習を行う予定。</p> <p>実施予定 【本庁】平成27年2月 【山城局】平成26年9月(2回) 【南丹局】平成26年12月 【中丹局】平成27年2～3月 【丹後局】平成26年10～11月</p>						
数値目標の考え方						
府内5か所で1回ずつ開催することを目標としています。						
参 考						
担当課	関係法の担当課					
食の安心・安全推進課	JAS法：食の安心・安全推進課 食品衛生法：生活衛生課 景品表示法：消費生活安全センター					

数値目標 ②⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明年度)	27年度	
食品表示指導者数(人)	37	36	計(累計) 画	40	45	50
			実(累計) 績	37 (計画比: 93%)	37 (計画比: 82%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 食品製造事業者、業種組合と連携して指導者を認定。認定後も研修会を年2回実施し、フォローアップを行っている。 (9月に研修を行い2名増員予定)</p> <p>【効果】 食品表示指導者を核として、企業内及び業界全体の食品の適正表示及びコンプライアンスの意識の向上に努めている。</p> <p>(参考) 食品表示指導者等を対象としたフォローアップ研修を開催 日 時 平成26年6月16日(月) 場 所 京都ブライトンホテル 内 容 テーマ「中小規模な食品加工事業者における危機管理対応や万が一に備えて事前に準備出来ることなど」</p> <p>講 師 神戸大学大学院経営学研究科 准教授 馬場新一 氏 参加者 58名(食品製造・表示に携わる現場責任者等)</p>						
数値目標の考え方						
食品表示の適正化とコンプライアンス(法令遵守)に関する意識向上に向け、25業種で2名ずつに増やすことを目標としています。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ②⑥【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	21	10	計画	30	30	30
			実績	29 (計画比: 97%)	10 (計画比: 33%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 「たけのこの水煮」の原料原産地、「シジミ」の原産地及び「袋詰精米」の品種表示について、買上検査し、信憑性を確認。</p> <p>〈分析結果・計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たけのこの水煮 } すべて「疑義なし」 ・シジミ } 秋以降に買上検査を実施予定 ・袋詰精米 } <p>〈品目選定の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国内・府内で過去に違反事例のあるもの」 ・「京都産ブランド農林水産物の信頼確保」 <p style="text-align: right;">等</p> <p>【効果】 実施結果等はHPで公表し、事業者の啓発に活用 府内産農林水産物のブランドに対する信頼を確保</p>						
数値目標の考え方						
産地偽装事件の発生などの状況に応じて、検査を行うことが効果的と考えられる食品について、3品目10検体程度の検査を実施します。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑦【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明末見込)	27年度	
巡回調査における適正表示の割合(%)	82	76	計画	85	90	90
			実績	85 (計画比: 100%)	70 (計画比: 78%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 京都市内及び各広域振興局単位で関係機関が連携し、スーパー・小売店等約300店舗を選定し、それぞれ年間60店舗程度に対して、原産地表示の欠落等の不適正表示の有無についてパトロールを実施。</p> <p>【効果】 小売段階での適正表示の啓発・周知が図れている。</p>						
数値目標の考え方						
名称や原産地などが表示されている商品数が80%以上の店舗の割合を、平成26年度までに90%とします。〔「農林水産京カプラン」〕						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

数値目標 ㉘

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明年度)	27年度	
全養鶏農家等 (千羽以上)への 巡回指導回数 (回/年)	4	4	計画	4	4	4
			実績	4 (計画比: 100%)	1.7 (計画比: 42%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 高病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、家畜保健衛生所が異常鶏の有無を確認するとともに、防鳥ネットや野生動物の侵入防止等伝染病の侵入防止対策の点検を行う。 8月末までに延べ96戸を巡回し、点検を実施しました。 今後、秋から冬に向けて、引き続き巡回指導を行い、発生防止に努めます。</p>						
数値目標の考え方						
四半期毎に巡回指導することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全58戸)						
参 考						
担当課						
畜産課						

数値目標 ㉑

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度(明規)	27年度
全養鶏農家等 (千羽未満)への 巡回指導回数 (回/年)	1	1	計画	1	1
			実績	1 (計画比: 100%)	9~10月 実施予定
取組内容とその効果					
<p>【取組内容】</p> <p>鳥インフルエンザウイルスを運ぶとされている渡り鳥の本格的な渡りのシーズン前(9月~10月)に、千羽未満の小規模飼養者に対しても、野鳥の侵入防止や消毒の徹底について、ちらし等を配布して注意喚起を行う。</p> <p>小規模鶏飼養者における疾病予防の意識を向上させ、鶏舎等の侵入防止対策の徹底を呼びかけることで鳥インフルエンザの発生を予防します。</p>					
数値目標の考え方					
<p>年1回巡回指導することを目標にしています。 (対象: 千羽未満飼養の養鶏農家及び自家用家きん飼養者全戸(約800戸))</p>					
参 考					
担当課					
畜産課					

数値目標 ③⑩

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明後見込)	27年度	
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月12戸	毎月12戸	計画	毎月12戸	毎月12戸	毎月12戸
			実績	毎月12戸 (計画比: 100%)	毎月12戸 (計画比: 42%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、府内の4家畜保健衛生所ごとに3戸の農場を指定しウイルス検査・抗体検査を実施しています。8月末までに延べ60戸、1,200羽分のウイルス分離検査と600羽分の抗体検査を実施し全て陰性を確認する見込みです。</p> <p>【効果】 モニタリング検査を継続することで、農家にウイルスの侵入が無いことの確認と地域におけるウイルスの動向を監視しています。 万が一の場合は、鳥インフルエンザの早期発見により、迅速な対応で被害を最小限に止めることが期待できます。</p>						
数値目標の考え方						
各地域（京都山城、南丹、中丹、丹後）において、3戸ずつ毎月実施することを目標にしています。						
参 考						
担当課						
畜産課						

数値目標 ③

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度(明末見込)	27年度
養鶏農家全戸 鶏抗体検査実施回数(回/年)	4	4	計画	4	4
			実績	4 (計画比: 100%)	1.7 (計画比: 42%)
取組内容とその効果					
<p>【取組内容】 鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、千羽以上を飼養する全ての養鶏農家において、年4回鶏から採血して、抗体検査を実施しています。平成26年8月末までに延べ96戸960検体の検査を実施し、全て陰性を確認する見込みです。</p> <p>【効果】 抗体検査では、農家にウイルスが侵入して鶏が感染した痕跡が無いことを確認できます。万が一の場合は、鳥インフルエンザの早期発見により、迅速な対応で被害を最小限に止めることが期待できます。</p>					
数値目標の考え方					
年4回抗体検査することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全58戸)					
参 考					
担当課					
畜産課					

数値目標 ⑳【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度(明規込)	27年度
牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数(回/年)	1	1	計画	1	1
			実績	1 (計画比: 100%)	0.2 (計画比: 20%)
取組内容とその効果					
<p>【取組内容】</p> <p>家畜保健衛生所が口蹄疫等重大な伝染病発生予防のため、家畜の健康状態等の飼養状況を確認するとともに、飼養衛生管理について指導を行う。</p> <p>また、家畜を健康に飼養することで、安心・安全な畜産物生産に寄与することが出来る。</p>					
数値目標の考え方					
<p>年1回巡回指導することを目標にしています。 (対象: 偶蹄類飼養農家 全255戸)</p>					
参 考					
担当課					
畜産課					

4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理の一層の向上など生産者・事業者の自主的な取組状況を促進するとともに、その取組を積極的に情報発信します。

(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

数値目標 ㉓【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規)	27年度	
GAP手法 導入農家数 (戸)	552	650	計(累計) 画	1,000	1,250	1,500
			実 績(累計)	1,037 (計画比: 104%)	年度末に集計	
取組内容とその効果						
【取組内容】						
今後の取組予定						
○GAP指導者育成研修を府とJAグループで共同で開催(11/14~15)し、GAP推進を行う指導者を育成(H21からの累計121名)						
○GAP指導者(農業改良普及センター・JA営農指導員)が産地や生産組織での取組を支援し、GAP導入農家数が増加						
数値目標の考え方						
単年度あたり5産地、250名の増加を設定しています。						
参 考						
農業生産工程管理手法(GAP)						
担当課	GAP手法(Good Agriculture Practice)とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次作に活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」(プロセスチェック手法)のこと。					
農産課	GAP手法は、「農産物の安全確保」だけでなく、「環境保全」「農産物の品質と信頼の向上」「労働安全の確保」等に有効な手法であり、多くの産地、農業者がこの手法を取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、消費者・食品業者等の信頼確保につながる。					

数値目標 ③④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
事業者による 残留農薬 自主検査 【茶】(検体 /年)	20	20	計画	20	20	20
			実績	18 (計画比: 90%)	検査に向け て調整中	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 今後の取組予定 ○府内各生産現場から集荷された「荒茶」について、残留農薬分析を実施</p>						
数値目標の考え方						
産地ごとに生産される茶種別に残留農薬分析を実施します。						
参 考						
<p>担当課 農産課</p>						

数値目標 ㊸

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度(明規込)	27年度
農薬講習会の 開催数(回/ 年)	6	6	計画	6	6
			実績	6 (計画比: 100%)	9月以降 開催予定
取組内容とその効果					
<p>【取組内容】 9月5日に京都市内において、農薬販売者や防除業者等を対象に、農薬の適正使用及び適切な管理を目的とした農薬取扱講習会を開催。 (参加者 148人) 引き続き、4カ所(京都市内及び各広域振興局)で同様の農薬取扱講習会を開催し、広く参加を呼びかける。</p> <p style="text-align: center;"><u>今後の予定</u></p> <p>【山城局】 10月 2日 【南丹局】 10月31日 【丹後局】 10月 下旬 【中丹局】 10月 下旬</p> <p>【効果】 関係者に対し、直接、最新の情報や農薬の使用・管理上の留意事項を伝えている。</p>					
数値目標の考え方					
府内の農薬取扱業者及び農薬管理指導士が最新情報を入手するとともに講習会を契機に改めて事故防止の日常の点検指導等ができることを目標とします。					
参 考					
担当課					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ③⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規)	27年度	
農薬管理指導 士の認定者数 (実人数(人))	793	815	計 画	750	800	850
			実 績	819 (計画比: 109%)	2月に認定 試験実施	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 今後の取組予定 農薬安全使用を推進するリーダーとして、農産物直売所構成員、防除業者、農薬販売者、ゴルフ場関係者等を対象に認定試験を実施し、合格者を農薬管理指導士として認定。(2月頃に試験実施予定) 認定後も、更新時に講習会受講を義務づけ、資質向上の支援に努めている。</p> <p>【効果】 農薬管理指導士の活躍で、農薬使用者(家庭菜園等に取り組む府民を含む。)の農薬の適正使用が図られており、農薬による危被害を防ぐことが期待される。</p>						
数値目標の考え方						
一定の認定者を確保し、適正使用による危害防止を目標としています。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

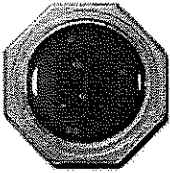
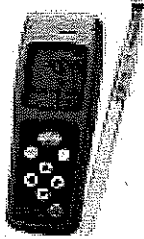
数値目標 ③7

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明末見込)	27年度	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	25	25	計画	25	25	25
			実績	25 (計画比:100%)	11 (計画比:44%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 府内の養殖業者に対し、毎月、給餌及び動物用医薬品使用の方法等について聞きとるとともに、資料等を配付し、適正な医薬品の使用について普及啓発した。</p> <p>【効果】 医薬品の不適切な使用等はなく、安心・安全な水産物が生産・流通されている。</p>						
数値目標の考え方						
給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。						
参 考						
担当課						
水産課						

数値目標 ③⑧

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明視)	27年度	
二枚貝生産者 への巡回指導 件数(件/年)	15	15	計画	15	15	15
			実績	15 (計画比:100%)	8 (計画比:53%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 「丹後とり貝」や「育成岩がき」等の二枚貝生産者に対して、毎月、出荷基準に基づいた規格の選別や、安全性の検査等を指導した。</p> <p>【効果】 その結果、毒化した貝の流通はなく、安全性の確保ができた。</p>						
数値目標の考え方						
<p>トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜)4回/年×3ヶ所=12回 イワガキ養殖 2回/年 = 2回 その他貝類養殖 1回/年 = 1回 <u>合計15回</u></p>						
参 考						
<p>担当課 水産課</p>						

数値目標 ③

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数 (件/年)	5,700	5,700	計画	5,700	5,700	5,700
			実績	5,700 (計画比: 100%)	10月末集計	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>食品関連業者の自主的な衛生管理を推進するために、事業者リーダーが保健所と連携しながら、地域で営業する飲食店等を巡回して衛生状態の点検を行い、指導・助言を実施。取り組みに当たっては、フードスタンプやATPなどの検査機器を活用しながら専門的な指導を行う。</p> <p>併せて、誤表示防止のために食品表示の点検を実施。</p> <p>また、府民向けに食中毒予防の啓発を実施（啓発資材の配布や、講習会の開催等）。</p>						
フードスタンプ				ATP検査機器		
						
数値目標の考え方						
24年度の飲食店等巡回指導件数の実績値(5,500)に、府民向け啓発件数を加えて数値目標を設定。						
参 考						
食品衛生推進員（京の食”安全見張り番”）						
食品衛生の向上に熱意と見識を有し、社会的信望がある者として（公社）京都府食品衛生協会から推薦を受け、食品衛生法に基づき知事が委嘱。食品関連業者の自主的な衛生管理の推進を図るとともに、消費者からの相談に対応。						
食品衛生指導員						
（公社）日本食品衛生協会が行う指導員養成教育課程等を終了した者で、食品衛生協会活動の中核として、営業施設に対して巡回指導などにより自主的管理体制の確立を促進し、消費者に対して食品衛生思想の普及活動を実施。						
担当課	生活衛生課					

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数(か所)	63	112	計(累計) 画	100	138	165 ² *
			実(累計) 績	117 (計画比: 117%)	117 ^{*1} (計画比: 85%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容・効果】</p> <p>府内学校給食調理場においては学校給食衛生管理基準等に基づく衛生管理が図られているが、衛生管理に関する研修会や巡回指導において、特に調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることを重点的に指導すること等により、改善を図ってまいりたい。</p> <p>※1 文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査にあわせ実施する調査によって毎年5月1日現在の状況を把握している。 平成26年度(平成26年5月1日現在)の調査は現在実施中であり、集計は11月になるため、現時点の最新数値である平成25年5月1日時点の数値を記入している。</p>						
数値目標の考え方						
<p>すべての学校給食調理場において、調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることにより、学校給食における食中毒の発生を防止します。</p> <p>※2 小中学校の統廃合に伴う給食調理場の減について反映 平成25年度調理場数: 172箇所 平成26年度調理場数: 165箇所</p>						
参 考						
<p>学校給食法第9条第1項に規定された学校給食衛生管理基準(平成21年4月1日)に基づく調理作業工程表及び作業動線図による衛生管理の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理作業を衛生的、効率的に行うことができる。 ・掛け持ち作業による汚染の広がり(二次汚染)を防ぐことができる。 ・汚染度の高い食品(肉・魚・卵など)と汚染させたくない食品(非加熱食品や和え物など)の交差を防ぐことにより汚染の広がりを防ぐことができる。 						
担当課						
保健体育課						

(2) 安心感向上のための取組

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明未込)	27年度	
鶏卵・鶏肉トレサビリティシステムPR活動 (回/年)	—	—	計画	3	7	10
			実績	3 (計画比: 100%)	2 (計画比: 28.6%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 施設公開や料理教室を通じて、消費者向けに鶏卵・鶏肉トレサビリティシステムを解説し、理解を深め、利用を促している。 トレーサビリティの取り組みが拡大するよう、流通・加工業者にも本システムをPRする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丹家畜保健衛生所 施設公開 8月 7日 ・カゴメオムライス教室 8月30日 ・南丹地域府民講座 9月頃(予定) 						
<p>【今後の対応】 引き続き、消費者や実需者にトレサビリティに関する情報を発信するとともに、消費者や実需者の声を踏まえて、より効果的なトレサビリティのあり方について検討します。</p>						
数値目標の考え方						
<p>鶏卵・鶏肉に関する府民の食の安心・安全を高めることが出来るようトレサビリティシステムのPR活動を行います。</p>						
参 考						
トレサビリティシステム						
担当課	記録の追跡により、ある商品の流通経路が確認できる状態をいいます。					
畜産課	食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。					

数値目標 ⑫【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
きょうと信頼 食品登録制度 においてワン ランク上の品 質管理プログ ラムを策定す る業種の数	—	—	計 画 (累計)	3	6	10
			実 績 (累計)	3 (計画比: 100%)	3 (計画比: 50%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>☆☆基準の取組に意欲的な企業を有する業界組合と連携し、各業種ごとの品質管理プログラムを策定します。</p> <p>(策定済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏卵 ・珈琲 ・茶 <p>(策定予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン ・漬物 ・そうざい <p>(参考)</p> <p>☆☆基準での新たな取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料のトレーサビリティの確保 ・コンプライアンスの取組 ・クレーム・回収対応の体制整備 						
数値目標の考え方						
事業者がワンランク上の品質管理にスムーズに取り組めるよう、業種ごとのプログラムづくりを着実に進めます。						
参 考						
<p>きょうと信頼食品登録制度</p> <p>府が定める一定の水準より高い品質管理を行い、生産・製造情報を開示できる食品等を府が登録するとともに、府民に当該情報等を提供することにより、府内で生産・製造される食品の安全性及び府民の安心感を高める。</p> <p>登録基準は、☆クラス（第1段階）～☆☆☆クラス（第3段階）で、☆☆☆クラスは国等が制定した制度による認証・認定を受けた食品</p>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
きょうと信頼 食品登録制度 において現行 の品質管理プ ログラムによ り登録する事 業所数(店)	52	57	計画 (累計)	60	70	80
			実績 (累計)	60 (計画比: 100%)	60 (計画比: 86%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>業界組合と連携し、事業者に対する説明会等を行ったり、登録に前向きな事業者に対しては、個別にアドバイスを行うなどのサポートを引き続き進め、登録を推進して行きます。</p> <p>併せて、「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者が、消費者の交流・意見交換を行う「食の安心・安全フォーラム」の開催等により消費者へのPRを推進します。(平成27年1月開催予定)</p>						
数値目標の考え方						
一定水準の品質管理を行う事業所数を増やしていくことにより、京都で生産・製造される食品の安心感を高めます。						
参 考						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ④④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	—	—	計 画 (累計)	3	6	10
			実 績 (累計)	1 (計画比: 33%)	1 (計画比: 17%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>各業界組合を対象に説明・意見交換を行い、各業種の実情に沿った☆☆基準の品質管理プログラムを策定することにより、事業者が取り組みやすくなるよう推進を図ります。</p> <p><今年度登録推進業種> 鶏卵、珈琲、茶</p> <p>【課題と今後の取組】</p> <p>鶏卵（5事業所）及び珈琲（1事業所）については昨年度から登録申請準備を進めており、直接事業所に赴き助言するなどのフォローを引き続き行うことにより、今年度中に登録できるようにします。</p>						
数値目標の考え方						
事業者の品質管理水準の向上をサポートし、ワンランク上の品質管理を行う事業所を増やしていきます。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

(3) 環境に配慮した食品生産等

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規)	27年度	
京都こだわり農法取組面積 (ha)	409	420	計 画 (累計)	430	445	460
			実 績 (累計)	480 (計画比: 112%)	年度末に集計	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>本庁及び広域振興局等が農業団体と連携して、年間を通じて計画的にJAや生産者組織への支援・推進を行っています。</p> <p>〈具体例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○試験研究機関で開発された技術等の実証ほを設置し、環境負荷の低減に結びつく生産技術を普及(27か所設置) ○パイプハウス、生産管理機械等の生産基盤の整備 ○産地づくりを推進する組織(特産物育成協議会)の活動支援 ○京都こだわり農法に基づき生産されたブランド京野菜等の認証システム運営 						
数値目標の考え方						
平成23年度の出荷量(2,265t、409ha)を、平成27年度までに100t増加するために必要な面積を年度ごとに按分しています。						
参 考						
京都こだわり農法						
担当課	たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と、天敵の利用など新しい技術を組み合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式。					
農産課						

数値目標 ④⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明規込)	27年度	
エコファーマー認定件数(件)	992	1,065	計(累計) 画	1,200	1,300	1,400
			実(累計) 績	1,164 (計画比:97%)	1,220 (計画比:94%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>本庁及び広域振興局等が市町村等と連携して、年間を通じて計画的に生産者への支援・推進を行っています。</p> <p>〈具体例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○試験研究機関で開発された技術等の実証ほを設置し、環境負荷の低減に結びつく生産技術を普及(27か所設置) ○化学肥料・化学合成農薬を地域慣行の5割以上削減したうえで、さらに環境保全や生物多様性に効果のある営農活動に取り組む農業者を支援(環境保全型農業直接支援対策 H25実績 174件、208ha) 						
数値目標の考え方						
平成23年度実績を基準に、国の政策目標(平成26年度の累積新規認定件数34万件)を勘案し、京都府シェアを維持する数値を目標としています。						
参 考						
エコファーマー						
担当課	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥等による土づくりと、化学肥料や化学合成農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。					
農産課	<p>環境保全型農業直接支援対策</p> <p>農業がもつ「環境保全機能」を一層発揮させることを目的に、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果の高い営農活動に取り組む農業者に、取組に伴う「係り増し経費」を直接支援。</p> <p>(支援内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業者等が化学肥料・化学合成農薬を原則慣行の5割以上低減 2 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動(※) <p>1と2をセットで取り組む場合 10a当たり3,000~8,000円を支援</p> <p>(※) カバークロップ(緑肥のすき込み)、たい肥施用、有機栽培、リビングマルチ(主作物の畝間に麦などを植え付け)、草生栽培、冬期湛水</p>					

数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明年度)	27年度	
特別栽培米 の栽培面積 (ha)	794	875	計(累計) 画	900	950	1,000
			実 績(累計)	900 (計画比: 100%)	収穫後に集計	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】</p> <p>○「特別栽培米産地づくり事業」等の実施により、特別栽培米の生産に必要な機械の導入を支援</p> <p>〈支援内容〉</p> <p>対象者 特別栽培米生産部会、農業法人等</p> <p>対象機械 温湯種子消毒機、除草アタッチ付き多目的田植機 等</p>						
数値目標の考え方						
<p>水稻生産量のうち、一般流通米の2割程度の栽培面積を目標として設定しています。</p>						
参 考						
<p>特別栽培米</p> <p>国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に基づき、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域慣行の50%以上低減し、さらに、確認責任者の確認を受けた米のこと。</p>						
担当課	農産課					
農産課						

数値目標 ④⑧

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度(明視)	27年度	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	25	25	計画	25	25	25
			実績	25 (計画比: 100%)	11 (計画比: 53%)	
取組内容とその効果						
<p>【取組内容】 過密養殖等による、周辺環境の悪化を防止するため、毎月、府内の養殖業者を訪問し、養殖密度等を確認・指導した。</p> <p>【効果】 その結果、過密養殖状態の養殖場は無く、適正な管理が行われていた。また、適正管理に関する意識向上が図られた。</p>						
数値目標の考え方						
府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。						
参 考						
養殖場で過密養殖等を行うと、給餌量の増加や、病気の発生による薬品の使用などが発生し、周辺環境の悪化を引き起こす可能性があるため、適正な収容密度で管理する必要がある。						
担当課						
水産課						